

商品などの先物取引を勧誘されたら

取引の仕組みとリスクの大きさを理解できましたか？

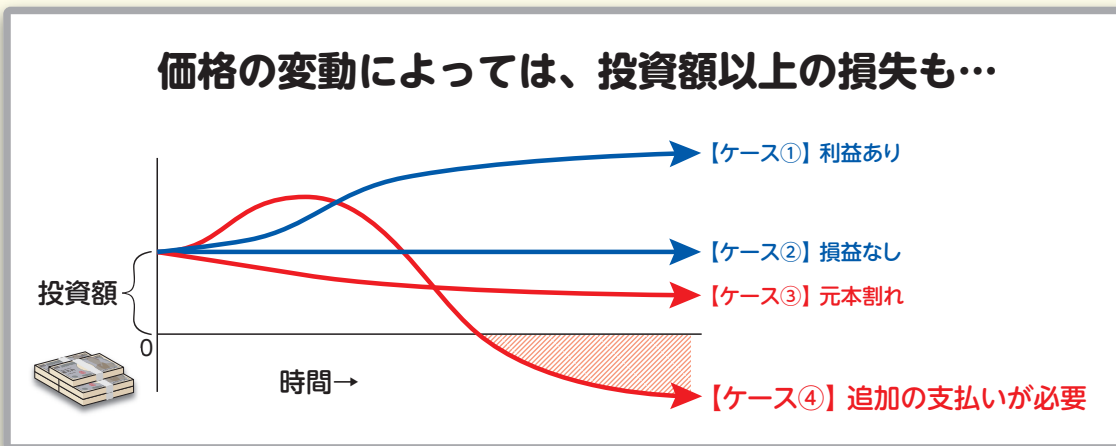


先物取引とは、各種の商品や金融商品について、将来の一定の時期に、一定の価格で売買を行うことをあらかじめ約束する取引です。

先物取引は**損失のリスクの高い**取引です

— 思わぬ**損失**が生じることがあります —

- 先物取引の対象は、日々その価格が変動しています。取引を行う上では、少なくとも**相場の動きを自ら確認できる方法を知っておく**必要があります。
※先物取引の対象は、商品（金、原油、大豆等）や金融商品（為替等）などがあります。
- 先物取引では、あらかじめ業者に支払った金額の何倍もの取引ができるため、価格変動により、実際に**支払った金額がなくなる**だけでなく、更に**追加でお金を支払う必要が生じる**こともあります。



- 取引がなかなか成立せず、**希望のタイミング・価格で取引できない**こともあります。

損失のリスクが高いことを十分理解し納得できるまで **安易に取引することは控えましょう！**

話を聞きたくないときは、きっぱり断りましょう

関心がない場合、業者の対応が不審な場合は、勧誘をきっぱり断りましょう。
断ったにもかかわらず、勧誘を続ける業者は、**法令に違反**している場合があります。

※商品先物取引について、「**現在、先物取引、信用取引等を行っていない65歳以上の方や年金等生活者**」などには、顧客からの要請がない訪問又は電話をしての勧誘はできないことになっています。為替等の金融商品の先物取引についても、顧客からの要請がない訪問又は電話をしての勧誘はできない場合があります。

※迷惑な電話勧誘にお困りの場合は、証拠になる**通話を録音する**、**留守番電話に設定**して電話に出ない、その番号を着信拒否することなどが有効です。

業者が許可等を受けているか確認しましょう

正規の業者は法に基づく許可又は登録を受けています。
許可又は登録のない業者が勧誘することは**違法**な行為であり、
あなたの資産を狙う**詐欺的勧誘**とされます。
勧誘してくる**業者の名称と許可・登録番号**を確認しましょう。



※許可又は登録を受けている業者（商品先物取引業者、金融商品取引業者等）の一覧は、
消費者庁ウェブサイト http://www.caa.go.jp/adjustments/index_22.html から確認できます。

年収などを答える場合は、正確に伝えましょう

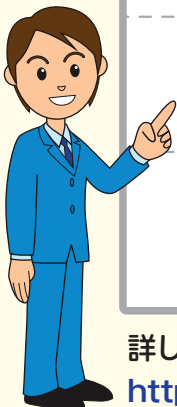
業者は、商品先物取引の勧誘に当たって、過度な投資が行われないように、あなたの**年収、金融資産、年齢**などを確認することとなっています。

お答えになる場合は、**あなたの生活を守るため**、過大な金額を申告したり、あやふやなまま**事実でないことを答えたりしない**ようにしましょう。なお、取引を行うつもりがない場合は、年収などを答える必要はありません。

困ったら相談しましょう

悪質な業者、迷惑な勧誘などでお困りのときは、**下記の相談窓口**に相談しましょう。

- 金、原油などの**商品（工業品）**の先物取引に関する問合せや苦情の情報提供については
経済産業省 トラブル110番 電話 **03-3501-1776**
- 大豆などの**商品（農産品）**の先物取引に関する問合せや苦情の情報提供については
農林水産省 トラブル110番 電話 **03-3502-8270**
- 商品の先物取引に関する**個々のトラブルへの対応（あっせん・調停）**については
日本商品先物取引協会・相談センター 電話 **03-3664-6243**
- 為替などの**金融商品の先物取引**については
金融庁 金融サービス利用者相談室 電話 **0570-016-811**（ナビダイヤル）
※IP電話からは**03-5251-6811** FAX **03-3506-6699**
- 先物取引を含め、**消費生活全般**に関する苦情や問合せは
消費生活センター 消費者ホットライン 電話 **0570-064-370**（ナビダイヤル）
※**2015年7月**から、番号が3桁の「**188**」番に切り替わる予定です。



詳しくは、消費者庁ウェブサイト内「商品などの先物取引を勧誘されたら」のページを御参照ください。
http://www.caa.go.jp/adjustments/index_22.html